

2019 年度 ふれあいサロン傷害補償

社協が行うふれあいサロン活動中、その参加者の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します。また、活動を行うための自宅から活動場所までの往復途上や、お花見などの外出中の事故も対象となります。

対象となる活動

社会福祉協議会が行うふれあいサロン事業

○ふれあいいきいきサロン ○ふれあい子育てサロン

補償の対象者

サロンに参加している利用者・ボランティアなど全員

補償金額・掛金

補償の内容		A プラン	B プラン	
補償金額	死亡	210 万円	530 万円	
	後遺障害	210 万円（限度額）	530 万円（限度額）	
	入院日額	2,800 円	4,700 円	
	手術 保険金	入院中の手術	28,000 円	47,000 円
		外来の手術	14,000 円	23,500 円
	通院日額	1,600 円	2,600 円	
掛金	1 名・1 日あたり	13 円	27 円	

<掛金の計算例>

加入例／1 日参加人数 50 名、年間開催日数 10 日間で A プランに
加入する場合（全員）

年間延べ人数：50 名 × 10 日間 = 500 名

掛 金：500 名 × 13 円 = 6,500 円

<加入の方法>

- ・掛け金の振込、加入手続きは、全て社協が行います。
- ・サロンの方は、社協に掛け金を届けてください。あとは、社協が全て行いますので、サロンで用意いただく書類は一切ありません。

お支払いする保険金

(注) 下記保険金は、健康保険、労災保険、生命保険等とは関係なくお支払いします。

- 死亡保険金・・・ケガのため事故日から180日以内に死亡した場合、お支払いします。
- 後遺障害保険金・・・ケガのため事故日から180日以内に後遺障害を負った場合、その程度により死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。
※死亡保険金及び後遺障害保険金は合計して補償期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
- 入院保険金・・・ケガのため入院したとき、事故日から180日以内の入院日数に対してお支払いします。
- 手術保険金・・・入院保険金をお支払いする場合で手術を受けたとき、手術の種類に応じた倍率（5倍または10倍）乗じた額をお支払いします。
- 通院保険金・・・ケガによる通院（往診を含む）に対し、90日を限度とした通院日数に対してお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。

お支払いする事故例

- ◆サロン活動中、参加者が石につまずき転んでケガをして通院した。
- ◆サロンに参加するため家を出て歩いて会場に行く途中、自転車に接触してケガをして通院した。
- ◆サロン活動中、参加者が階段から落ちて骨折して入院した。
- ◆ボランティアが、サロンの準備中に誤って手を切ってしまう通院した。
- ◆ふれあいサロンでお弁当、参加者が食中毒になった。

保険金をお支払いできない主な例

- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見（医師が視診、触診や画像診断などによって症状を裏付けることができるもの）がないもの
- 故意または重大な過失によるケガ
- 脳疾患・疾病、心神喪失によるケガ
- 地震・噴火・津波による事故

その他注意事項

- 参加者名簿は必ず作成してください。保険金ご請求時に必要となります。（加入時は不要）
- 賠償事故は対象となりません。
- 宿泊行事は対象となりません。

<事故が起きたら、次のことを社協にご連絡ください。>

- ・事故にあった人の、氏名／住所／電話番号／性別／年齢
- ・事故が起こった日、時間
- ・事故場所
- ・ケガをした部位（顔面、足など）とケガの程度（骨折、打撲など）
- ・病院名、病院の電話番号

前橋市社会福祉協議会…☎027-237-1112